

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○総合振興局長等事務委任規則の一部を改正する規則……………（人事課） 1

○北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例第3条第1項の規定により総合振興局が所掌する事務を定める規則の一部を改正する規則……………（地域主権課） 1

訓 令

○北海道文書管理規程の一部を改正する訓令……………（法制文書課） 2

○北方領土対策本部規程の一部を改正する訓令……………（北方領土対策本部） 3

北 海 道
北海道選挙管理委員会
北海道人事委員会
北海道監査委員訓令
北海道議会
北海道企業局
北海道道立病院局

○北海道職員安全衛生管理規程……………（職員厚生課） 4

規 則

総合振興局長等事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第34号

総合振興局長等事務委任規則の一部を改正する規則

総合振興局長等事務委任規則（昭和23年北海道規則第80号）の一部を次のように改正する。
経済部の項4の事項(1)中「第46条第1項」を「第171条第1項」に改め、同事項(2)中「第47条第1項」を「第172条第1項」に改め、同事項(3)中「第47条の2第1項」を「第173条第1項」に改める。

農政部の項中10の事項を削り、11の事項を10の事項とし、12の事項から14の事項までを1事項ずつ繰り上げ、同項15の事項中「国立研究開発法人森林総合研究所営特定中山間保全整

備事業等負担金等徴収条例」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構営特定中山間保全整備事業等負担金等徴収条例」に改め、同事項を同項14の事項とし、同項中16の事項を15の事項とし、17の事項を16の事項とし、18の事項を17の事項とし、同項19の事項中「国立研究開発法人森林総合研究所法（）」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構法（）」に改め、同事項(1)中「附則第9条第3項」を「附則第8条第3項」に改め、同事項(2)中「国立研究開発法人森林総合研究所法附則第11条第3項」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構法附則第10条第3項」に改め、同事項を同項18の事項とし、同項中20の事項を19の事項とする。

水産林務部の項3の事項中(8)を削り、(9)を(8)とし、(10)を削り、(11)を(9)とし、(12)を削り、(13)を(10)とし、(14)を(11)とし、(15)を(12)とする。

附 則

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- この規則の施行前に交付の決定がされたこの規則による改正前の総合振興局長等事務委任規則農政部の項10の事項の負担金に関する事務については、なお従前の例による。

北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例第3条第1項の規定により総合振興局が所掌する事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第35号

北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例第3条第1項の規定により総合振興局が所掌する事務を定める規則の一部を改正する規則

北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例第3条第1項の規定により総合振興局が所掌する事務を定める規則（平成22年北海道規則第50号）の一部を次のように改正する。

第1項第7号中「及び第12号」を削り、「次に掲げる」を「酪農及び畜産の関係団体等が実施する家畜共進会等の開催計画の報告の受理に関する」に改め、ア及びイを削る。

第2項第1号ア中「地域重点プロジェクト」を「連携地域別政策展開方針に定める地域で重点的に取り組むプロジェクト」に改める。

附 則

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- この規則の施行前に交付の決定がされたこの規則による改正前の北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例第3条第1項の規定により総合振興局が所掌する事務を定める規則第1項第7号イの負担金に関する事務については、なお従前の例による。

訓

令

北海道訓令第4号

本 庁
出 先 機 関

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令

北海道文書管理規程（平成10年北海道訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表の付表中

「法務・法人局大学法人室 法務・法人局学事課 法務・法人局法人団体課 法務・法人局法制文書課	「大学 法 事 人 文」	を
---	--------------------------	---

「法務・法人局学事課 法務・法人局法人団体課 法務・法人局法制文書課 法務・法人局大学法人室	「学 法 法 大 事 人 文 法」	に、
---	--	----

「北方領土対策本部」を「北方領土対策本部北方領土対策課」に改め、「研究法人室、」を削り、「及び土地水対策課」を「、土地水対策課、総合教育推進室、研究法人室及び北海道150年事業室」に、

「政策局研究法人室 政策局計画推進課 政策局社会資本課 政策局土地水対策課	「研 計 社 地 法 資 本 水」	を
--	--	---

「政策局計画推進課 政策局社会資本課 政策局土地水対策課 政策局総合教育推進室 政策局研究法人室 政策局北海道150年事業室	「計 社 地 総 研 道 推 資 本 水 教 法 150年」	に、
---	--	----

「交通政策局新幹線推進室	「新 幹 線」
--------------	---------

交通政策局物流港湾室 交通政策局交通企画課	「港 湾 交 通」	を
--------------------------	--------------	---

「交通政策局交通企画課 交通政策局新幹線推進室 交通政策局物流港湾室	「交 通 新 幹 港 線 湾」	に、
--	--------------------------	----

「環境局低炭素社会推進室 環境局環境政策課	「低 炭 素 環 境」	を
--------------------------	----------------	---

「環境局環境政策課	「環 境」	に、
-----------	-------	----

「環境局エゾシカ対策課	「エゾシカ」	を
-------------	--------	---

「環境局エゾシカ対策課 環境局低炭素社会推進室	「エゾシカ 低 炭 素」	に、
----------------------------	-----------------	----

「総務課 地域医療推進局道立病院室	「保 総 道 病」	を
----------------------	--------------	---

「総務課	「保 総」	に、
------	-------	----

「福祉局福祉援護課」を「福祉局地域福祉課」に、

「経済企画局国際経済室 経済企画局経済企画課	「国 経 経 企」	を
---------------------------	--------------	---

「経済企画局経済企画課 経済企画局国際経済室	「経 企 国 経」	に、
---------------------------	--------------	----

「産業振興局環境・エネルギー室 産業振興局科学技術振興室 産業振興局産業振興課	「環 エ ネ 科 技 産 振」	を
---	-----------------------	---

産業振興局産業振興課
産業振興局環境・エネルギー室
産業振興局科学技術振興室

産 振
環 エ ネ
科 技

に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

北海道訓令第5号

本 庁
出 先 機 関

北方領土対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北方領土対策本部規程の一部を改正する訓令

北方領土対策本部規程（昭和59年北海道訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中第9号を削り、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 北方四島における共同経済活動に関すること。

第3条第1項中「次の」を「次の課及び」に、「企画振興班」を「北方領土対策課 企画振興班」に改め、同条第2項中「に定めるもののほか、本部」を「の規定により設けられた課」に改める。

第4条及び第5条を次のように改める。

(職及び職務)

第4条 次の表の左欄に掲げる組織に同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職名	職務
本部	本部長	上司の命を受け、本部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
	北方領土対策局長	本部長を補佐し、上司の命を受け、本部の事務を掌理する。
課	課長	北方領土対策局長を補佐し、上司の命を受け、課の事務を掌理する。
	主幹	課長を補佐し、課の主管に属する特定の事務を処理し、掌理する。
	主査	上司の命を受け、課の主管に属する特定の事

		務を処理する。
班	班長	上司の命を受け、班の事務を処理する。

2 前項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる組織に同表の中欄に掲げる職を置くことができる。その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職名	職務
本部	局次長	北方領土対策局長を補佐し、本部の事務を整理する。
課	担当課長	上司の命を受け、課の主管に属する特定の事務（本部長が別に定めるものに限る。）に従事するとともに、関係事務を整理する。

3 前2項に定めるもののほか、本部に必要なに応じて次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

(1) 参与、副参与等

職名	職務
参与	上司の命を受け、特命事項を処理する。
副参与	上司の命を受け、特命の事務に従事する。
専門参事	上司の命を受け、特命の企画等に関する事務に従事する。
調査員	上司の命を受け、特定の調査等に関する事務に従事する。
副主幹	上司の命を受け、特定の事務に従事する。
専門幹	上司の命を受け、特定の企画等に関する事務に従事する。
専門主任	上司の命を受け、担任の事務を処理するとともに、主任等の指導等に関する事務に従事する。
指導主任	上司の命を受け、担任の事務を処理するとともに、内部における指導的業務に従事する。
主任	上司の命を受け、担任の事務を処理する。

(2) 主事及び技師

職名	職務
主事	上司の命を受け、事務に従事する。
技師	上司の命を受け、技術に従事する。

(職の任命等)

第5条 前条に定める職は、職員のうちから知事が命ずる。

2 前項の規定にかかわらず、班長は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

第6条第1項中「及びグループ」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条第2項中「及びグループ」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 グループの分掌事務及び職員の事務分担は、課長が定める。

第6条に次の1項を加える。 4 課長は、グループの分掌事務を定め、又はこれを変更したときは、速やかに、その内容を総務部長に報告しなければならない。 第7条第3項を削る。 第8条第1項中「参事」を「当該事務を所管する課長又は担当課長」に改め、同条第2項中「事務」を「決裁事項」に、「、参事」を「、当該事務を所管する課長又は担当課長」に、「及び参事」を「、課長及び担当課長」に改め、同条第3項中「参事の事務」を「課長及び担当課長の決裁事項」に、「、参事」を「、課長又は担当課長」に改める。 第9条第3項中「以下」の次に「この項、次条第2項及び第11条第1項において」を加え、「置く」を「置き、室にグループを置く」に改める。 第10条第1項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。 (7) 北方四島における共同経済活動に関すること。 第11条及び第12条を次のように改める。 (地域本部の職及び職務) 第11条 次の表の左欄に掲げる組織に同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。 <table><tr><th>組織</th><th>職名</th><th>職務</th></tr><tr><td rowspan="2">地域本部</td><td>地域本部長</td><td>本部長の命を受け、地域本部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。</td></tr><tr><td>地域副本部長</td><td>地域本部長を補佐し、上司の命を受け、地域本部の事務を掌理する。</td></tr><tr><td rowspan="3">室</td><td>室長</td><td>地域副本部長を補佐し、上司の命を受け、地域本部の事務を掌理する。</td></tr><tr><td>主幹</td><td>室長を補佐し、室の主管に属する特定の事務を処理し、掌理する。</td></tr><tr><td>主査</td><td>上司の命を受け、室の主管に属する特定の事務を処理する。</td></tr></table> 2 第4条第3項の規定は、地域本部について準用する。 (地域本部の職の任命) 第12条 前条（同条第2項において準用する第4条第3項を含む。）に定める職は、職員のうちから知事が命ずる。 別表中「（第4条関係）」を「（第5条関係）」に改める。 附 則 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。	組織	職名	職務	地域本部	地域本部長	本部長の命を受け、地域本部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。	地域副本部長	地域本部長を補佐し、上司の命を受け、地域本部の事務を掌理する。	室	室長	地域副本部長を補佐し、上司の命を受け、地域本部の事務を掌理する。	主幹	室長を補佐し、室の主管に属する特定の事務を処理し、掌理する。	主査	上司の命を受け、室の主管に属する特定の事務を処理する。	北海道 北海道選挙管理委員会 北海道人事委員会 北海道監査委員訓令 北海道議会 北海道企業局 北海道道立病院局 北海道 北海道選挙管理委員会 北海道人事委員会 北海道監査委員訓令第1号 北海道議会 北海道企業局 北海道道立病院局 庁 中 一 般 部 局 北海道職員安全衛生管理規程を次のように定める。 平成29年3月31日 北海道知事 高橋 はるみ 北海道選挙管理委員会委員長 水 城 義 幸 北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知 北海道代表監査委員 東 陽 一 北海道議会議長 遠 藤 連 北海道公営企業管理者 下 出 育 生 北海道職員安全衛生管理規程 目次 第1章 総則（第1条－第4条） 第2章 健康づくり計画等（第5条） 第3章 安全衛生管理体制（第6条－第26条） 第4章 健康管理（第27条－第39条） 第5章 雑則（第40条－第44条） 附則 第1章 総則 (趣旨)
組織	職名	職務														
地域本部	地域本部長	本部長の命を受け、地域本部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。														
	地域副本部長	地域本部長を補佐し、上司の命を受け、地域本部の事務を掌理する。														
室	室長	地域副本部長を補佐し、上司の命を受け、地域本部の事務を掌理する。														
	主幹	室長を補佐し、室の主管に属する特定の事務を処理し、掌理する。														
	主査	上司の命を受け、室の主管に属する特定の事務を処理する。														

第1条 この訓令は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、職場における職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。）及び常時勤務に服することを要する特別職の職員をいう。
- (2) 総合振興局等地域 当該総合振興局及び振興局の所管区域をいう。
- (3) 総合振興局等地域職員 当該総合振興局及び振興局の所管区域内において勤務する職員をいう。
- (4) 所属長 本庁部長及び出納局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長、議会事務局長、企業局長、道立病院部長並びに総合振興局長及び振興局長並びに出先機関の長をいう。

（所属長の責務）

第3条 所属長は、この訓令に定める事項を適切に実施し、所属職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成に努めなければならない。

（職員の責務）

第4条 職員は、常に自己の安全の確保及び健康の保持増進に努めるものとする。

- 2 職員は、所属長及びこの訓令に基づき置かれる総括安全衛生管理者、安全衛生管理者、産業医その他安全衛生管理に携わる者が法令及びこの訓令に基づいて実施する職員の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成のための措置に協力するよう努めなければならない。

第2章 健康づくり計画等

（北海道職員健康づくり計画の樹立等）

第5条 知事は、総括安全衛生委員会の調査審議を経て、職員の健康管理に関する施策を総合的に取りまとめ、職員の健康管理に関する計画（次項において「北海道職員健康づくり計画」という。）を作成しなければならない。

- 2 地域総括安全衛生管理者は、北海道職員健康づくり計画の趣旨を踏まえるとともに、地域総括安全衛生委員会の調査審議を経て、地域における職員の健康管理に関する計画を作成しなければならない。
- 3 前2項の規定により作成された計画を着実かつ効果的に推進するため、道の総合的な健康管理及び石狩振興局の所管区域（以下この項及び第9条第2項並びに第25条第3項において読み替えて準用する第24条において「石狩振興局地域」という。）における具体的な

健康管理に係る対策の企画立案及び推進を所掌する北海道健康づくりセンター並びに各総合振興局等地域（石狩振興局地域を除く。）における具体的な健康管理に係る対策の企画立案及び推進を所掌する地域健康づくりセンターをそれぞれ置く。

第3章 安全衛生管理体制

（総括安全衛生管理者）

第6条 法第10条第1項の規定に基づく総括安全衛生管理者は、職員監の職にある者をもって充てる。

- 2 総括安全衛生管理者は、地域総括安全衛生管理者及び安全衛生管理者を指揮し、次に掲げる業務を統括管理する。

- (1) 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- (4) 公務災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の安全及び衛生に関すること。

（総括安全衛生副管理者）

第7条 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第3条の規定に基づく総括安全衛生管理者の代理者として、総括安全衛生副管理者を置く。

- 2 総括安全衛生副管理者は、総務部人事局長の職にある者をもって充てる。

（安全衛生管理責任者）

第8条 総括安全衛生管理者を補佐し、総括安全衛生管理者が行う業務のうち安全衛生管理に関する事項を分掌するため安全衛生管理責任者を置く。

- 2 安全衛生管理責任者は、総務部人事局職員厚生課長の職にある者をもって充てる。

（地域総括安全衛生管理者）

第9条 各総合振興局等地域に地域総括安全衛生管理者を置く。

- 2 地域総括安全衛生管理者は、総合振興局長及び振興局長（石狩振興局地域にあっては、総務部人事局長）をもって充てる。

- 3 地域総括安全衛生管理者は、総合振興局等地域職員に係る第6条第2項各号に掲げる業務を統括管理する。

（安全衛生管理者）

第10条 職員の安全衛生に関する業務を行わせるため、所属長を長とする職場の単位ごとに安全衛生管理者を置く。

- 2 安全衛生管理者は、所属長をもって充てる。ただし、所属長を長とする職場を2以上の庁舎に置いている等安全衛生管理者を2人以上置く必要があるときは、所属長のほか、所属長が職員のうちから選任した者を安全衛生管理者とする。

- 3 所属長は、前項ただし書の規定により安全衛生管理者を選任したときは選任報告書によ

り、解任したときは解任報告書により、速やかに、地域総括安全衛生管理者を経由して総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

4 安全衛生管理者は、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者等を指揮し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 職員の勤務及び作業環境等に関すること。
- (2) 庁舎等の執務及び作業環境等に関すること。
- (3) 職員の心身の健康の保持増進に関すること。
- (4) 職員の心身の健康の保持増進に必要な教育の実施に関すること。
- (5) 職員の体育・文化活動及び健康管理レクリエーションに関すること。
- (6) 公務災害の防止に関すること。
- (7) その他職員の安全衛生に関すること。

(安全管理者、安全衛生推進者等)

第11条 法第11条第1項若しくは第12条の2の規定に基づく安全管理者若しくは安全衛生推進者又はこれらの者の業務を補助させるために置くこととする安全担当者は、所属長が別表第1に定める基準により選任する。

2 安全管理者、安全衛生推進者又は安全担当者は、総括安全衛生管理者又は安全衛生管理者の指揮に従い、次に掲げる業務を行う。

- (1) 職員の危険を防止するための措置に関すること。
- (2) 職員の安全のための教育の実施に関すること。
- (3) 公務災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、職員の安全に関すること。

3 安全管理者、安全衛生推進者又は安全担当者は、職場を巡視し、設備、作業方法等に危険のおそれがあると認めるときは、直ちに、その危険を防止するために必要な措置を講じなければならない。

4 前条第3項の規定は、所属長が安全管理者、安全衛生推進者及び安全担当者を選任し、又は解任したときに準用する。

(衛生管理者、衛生推進者等)

第12条 法第12条第1項若しくは第12条の2の規定に基づく衛生管理者若しくは衛生推進者又はこれらの者の業務を補助させるために置くこととする衛生担当者は、所属長が別表第2に定める基準により選任する。

2 衛生管理者、衛生推進者又は衛生担当者は、総括安全衛生管理者又は安全衛生管理者の指揮に従い、次に掲げる業務を行う。

- (1) 職員の健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 職員の衛生のための教育の実施に関すること。
- (3) 健康診断の実施その他健康管理に関すること。

3 衛生管理者、衛生推進者又は衛生担当者は、少なくとも毎週1回以上、職場を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

4 第10条第3項の規定は、所属長が衛生管理者、衛生推進者及び衛生担当者を選任し、又は解任したときに準用する。

(産業医)

第13条 法第13条第1項の規定に基づく産業医は、地域総括安全衛生管理者が別表第3に定める基準により医師のうちから選任する。

2 産業医は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 健康診断の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。
- (2) 法第66条の8第1項に規定する面接指導及び法第66条の9の必要な措置（第32条第6項及び第38条において「過重労働に係る面接指導等」という。）の実施並びにこれらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。
- (3) 法第66条の10第1項の心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに同条第3項の面接指導（第16条第3項第2号、第32条第6項及び第39条において「ストレスチェックに係る面接指導」という。）の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。
- (4) 作業環境の維持管理に関すること。
- (5) 作業の管理に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関すること。
- (7) 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
- (8) 衛生教育に関すること。
- (9) 職員の健康情報の取扱いに関すること。
- (10) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

3 産業医は、前項各号に掲げる業務について、必要に応じ、所属長若しくは安全衛生管理者に対し勧告し、若しくは意見を述べ、又は衛生管理者に対し指導し、若しくは助言することができる。

4 産業医は、少なくとも毎月1回以上、職場を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあると認めるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するために必要な措置を講ずることができるものとする。

5 地域総括安全衛生管理者は、産業医を選任したときは産業医選任報告書により、解任したときは産業医解任報告書により、速やかに、総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

(地域総括産業医)

第14条 総合振興局等地域内における産業医間の連絡調整並びに総合振興局等地域職員の安全及び衛生に関する業務を統括管理するため、総合振興局及び振興局（次項及び第16条第1項並びに第25条第3項において読み替えて準用する第24条において「総合振興局等」という。）に地域総括産業医を置く。

2 地域総括産業医は、地域総括安全衛生管理者が当該総合振興局等に置かれた産業医のうちから選任する。

3 地域総括産業医は、前条第2項各号に掲げる業務について、必要に応じ、所属長又は地域総括安全衛生管理者に対し勧告し、又は意見を述べることができる。

4 前条第5項の規定は、地域総括安全衛生管理者が地域総括産業医を選任し、又は解任したときに準用する。
（総括産業医）

第15条 地域総括産業医間等の連絡調整を行い、並びに地域総括産業医及び産業医を指揮し、第13条第2項各号に掲げる業務を統括管理するため、本庁に総括産業医を置く。

2 総括産業医は、総務部人事局職員厚生課の医療参事の職にある者をもって充てる。

3 総括産業医は、第13条第2項各号に掲げる業務について、必要に応じ、知事又は総括安全衛生管理者に対し勧告し、又は意見を述べるができる。
（精神保健医）

第16条 職員の精神保健に関する業務を行わせるため、総合振興局等に精神保健医を置く。

2 精神保健医は、地域総括安全衛生管理者が医師のうちから選任する。

3 精神保健医は、次に掲げる業務を行う。

（1）心の健康相談に関すること。

（2）ストレスチェックに係る面接指導の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

（3）心の健康教育その他職員の心の健康の保持増進を図るための措置に関すること。

（4）職員の心の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

4 精神保健医は、前項各号に掲げる業務について、必要に応じ、所属長又は衛生管理者に対し指導し、又は助言することができる。

5 第13条第5項の規定は、地域総括安全衛生管理者が精神保健医を選任し、又は解任したときに準用する。
（総括精神保健産業医）

第17条 精神保健医間の連絡調整に関する業務を行わせるため、本庁に総括精神保健産業医を置く。

2 総括精神保健産業医は、総括安全衛生管理者が医師のうちから選任する。

3 総括精神保健産業医は、前条第3項各号に掲げる業務について、必要に応じ、知事又は総括安全衛生管理者に対し勧告し、又は意見を述べることができる。

（作業主任者）

第18条 法第14条の規定に基づく作業主任者は、所属長が選任する。

2 作業主任者は、安全衛生管理者の指揮を受け、当該作業に従事する者への指揮その他公務災害を防止するために必要な措置を行う。

3 第10条第3項の規定は、所属長が作業主任者を選任し、又は解任したときに準用する。
（総括安全衛生委員会）

第19条 職員の安全及び衛生に関する事項を総合的に調査審議するため、本庁に総括安全衛生委員会を置く。

（所掌事項）

第20条 総括安全衛生委員会は、次に掲げる事項を調査審議し、知事に意見を述べるものとする。

（1）職員の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること。

（2）職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。

（3）公務災害の原因及び再発防止対策で安全及び衛生に係るものに関すること。

（4）職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。

（5）前各号に掲げるもののほか、職員の危険の防止、健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

（組織）

第21条 総括安全衛生委員会は、議長及び委員14人以内で組織する。

2 委員は、職員のうちから知事が指名する。

3 委員の半数は、全北海道庁労働組合の推薦に基づき指名する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

（議長及び議長代理）

第22条 議長は、総括安全衛生管理者をもって充てる。

2 議長は、総括安全衛生委員会を代表し、会務を総理する。

3 議長に事故があるときは、議長のあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
（会議）

第23条 総括安全衛生委員会の会議は、議長が招集する。

2 総括安全衛生委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総括安全衛生委員会の庶務）

第24条 総括安全衛生委員会の庶務は、総務部人事局職員厚生課において処理する。

（地域総括安全衛生委員会）

第25条 各総合振興局等地域に地域総括安全衛生委員会を置く。

2 地域総括安全衛生委員会は、次に掲げる事項を調査審議し、所属長に意見を述べるものとする。

- (1) 総合振興局等地域職員の危険及び健康障害を防止するための対策に関すること。
- (2) 総合振興局等地域職員の健康の保持増進を図るための対策に関すること。
- (3) 公務災害の原因及び再発防止に関すること。
- (4) 総合振興局等地域職員の健康管理に関する計画に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、総合振興局等地域職員の安全、健康障害の防止及び健康の保持増進に関すること。

3 第21条から前条までの規定は、地域総括安全衛生委員会について準用する。この場合において、第22条第1項中「総括安全衛生管理者」とあるのは「地域総括安全衛生管理者」と、前条中「総務部人事局職員厚生課」とあるのは「総合振興局等の総務課（石狩振興局地域にあっては、総務部人事局職員厚生課）」と読み替えるものとする。

4 地域総括安全衛生委員会の議長は、会議の開催の都度、その開催状況を安全衛生委員会等開催状況報告書により総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

（安全衛生委員会）

第26条 法第19条の安全衛生委員会は、所属長を長とする職場のうち常時50人以上の職員を有する職場に置く。

2 安全衛生委員会は、次に掲げる事項を調査審議し、所属長に意見を述べるものとする。

- (1) 職員の危険及び健康障害を防止するための対策に関すること。
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための対策に関すること。
- (3) 公務災害の原因及び再発防止に関すること。
- (4) 職員の健康管理に関する計画に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の安全、健康障害の防止及び健康の保持増進に関すること。

3 第21条から第24条までの規定は、安全衛生委員会について準用する。この場合において、第22条第1項中「総括安全衛生管理者」とあるのは「安全衛生管理者」と、第24条中「総務部人事局職員厚生課」とあるのは「職員の安全衛生に関する事務を分掌する課等」と読み替えるものとする。

4 安全衛生委員会の議長は、安全衛生委員会の会議の開催の都度、その開催状況を安全衛生委員会等開催状況報告書により、地域総括安全衛生管理者を経由して総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

5 安全衛生委員会を置かない組織にあっては、安全衛生管理者は、職員の安全及び衛生に

関する事項について職員の意見を聴くための安全衛生委員会に準じた安全衛生懇談の場を設けるよう努めなければならない。

6 第4項の規定は、安全衛生管理者が前項の場を設けたときに準用する。

第4章 健康管理

（健康管理審査会）

第27条 職員の健康管理に関し必要な医学的専門事項を協議するため、道に健康管理審査会を置く。

2 健康管理審査会は、総括安全衛生管理者又は総括産業医が指名する者をもって組織する。

3 健康管理審査会の運営に関し必要な事項は、総括安全衛生管理者が別に定める。

4 総括安全衛生管理者は、第31条第2項若しくは第32条第4項の規定による健康管理区分の決定又は同条第6項の規定による健康管理区分の変更に際し、職員等からの申出があったときその他総括安全衛生管理者が必要があると認めるときは、健康管理審査会を開催して協議するものとする。

（健康診断の実施）

第28条 総括安全衛生管理者は、次に掲げる健康診断を実施する。

- (1) 採用時健康診断
- (2) 一般定期健康診断
- (3) 海外派遣健康診断
- (4) 特別健康診断
- (5) 生活習慣病健康診断
- (6) 人間ドック健康診断
- (7) 婦人科健康診断
- (8) 臨時健康診断

2 前項各号に掲げる健康診断の検査項目、実施方法その他実施に関する具体的な事務処理等については、総括安全衛生管理者が別に定める。

（健康診断の受診義務）

第29条 職員は、前条の規定により総括安全衛生管理者が実施する健康診断（次条、第31条及び第34条において「健康診断」という。）を受けなければならない。

（健康診断の結果についての医師からの意見聴取）

第30条 所属長は、職員の健康診断の結果に基づき、当該職員の健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴かなければならない。

（健康管理区分の決定等）

第31条 総括産業医は、健康診断の結果に基づき、その職員の職務内容、勤務の強度等に関する資料を参考にし、その職員の別表第4に定める区分による健康管理区分（以下「健康管理区分」という。）を判定し、総括安全衛生管理者に通知する。

2 総括安全衛生管理者は、総括産業医の判定を勘案するとともに、必要に応じて総括産業医又は総括精神保健産業医と協議して、健康管理区分を決定する。

3 総括安全衛生管理者は、前項の規定により健康管理区分を決定したときは、直ちに、当該健康管理区分を、所属長に通知するとともに、健康診断の結果と併せて当該職員に通知するものとする。

（健康管理区分の変更等）

第32条 職員が、1月以上の療養後に職場に復帰しようとするとき、1月未満の療養後に職場に復帰しようとする場合であって主治医からの勤務に関する指示があるとき、又は勤務条件等の変更を希望するときは、所属長に医師の診断書を添付し、健康管理区分変更願を提出しなければならない。

2 所属長は、前項の規定による健康管理区分変更願の提出があったときは、産業医、総括産業医、精神保健医又は総括精神保健産業医（以下「産業医等」という。）に当該職員の健康管理区分を判定させるものとする。この場合において、産業医等は、必要があると認めるときは、当該職員と面談するものとする。

3 所属長は、前項の規定にかかわらず、1月以上の療養後に職場に復帰しようとする場合であって精神及び行動の障害その他これに準ずる障害に係る健康管理区分の変更を行うときは、健康管理審査会に判定を求めるものとする。

4 所属長は、第2項の規定による産業医等の判定又は前項の規定による健康管理審査会の判定、産業医等の意見、職員の勤務条件等を十分勘案して、当該職員の健康管理区分を決定する。

5 所属長は、職員が疾病のため1月以上の療養をするときは、療養期間が1月に達した時点において、当該職員の健康管理区分を別表第4の区分によるA1（要休業・要医療）に変更するものとする。

6 所属長は、職員に対する過重労働に係る面接指導等又はストレスチェックに係る面接指導により必要があると認められる場合には、当該職員の健康管理区分を変更するものとする。

7 所属長は、第4項の規定により健康管理区分を決定したときは当該健康管理区分及びその決定の理由を、前項の規定により健康管理区分を変更したときは変更後の健康管理区分及びその変更の理由を、それぞれ健康管理区分決定（変更）通知書により職員に通知しなければならない。

8 所属長は、第4項の規定により健康管理区分を決定したとき（健康管理区分を変更したときに限る。）、又は第6項の規定により健康管理区分を変更したときは、健康管理区分変更報告書により、地域総括安全衛生管理者を経由して総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

（事後措置）

第33条 総括安全衛生管理者及び所属長は、健康管理区分の決定及び変更の決定を受けた職員について、その健康管理区分に応じ、別表第4の事後措置の基準欄に定める基準に従い、適切な事後措置を講じなければならない。

2 所属長は、前項の事後措置の実施に当たり、次に掲げる職員については、あらかじめ産業医その他専門の医師の意見を聴いた後、業務に就くことを禁止することができる。

(1) 伝染性疾患の患者又は伝染性疾患の病原体の保有者である職員のうち、他の職員に感染のおそれが高いと認められる者

(2) 心臓、腎臓、肺等の疾病であって、労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者

（保健指導）

第34条 総括安全衛生管理者及び所属長は、健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認められる職員に対し、医師及び保健師による保健指導を行うものとする。

（療養等の義務）

第35条 第33条第1項及び前条の規定による事後措置等に関する指示及び保健指導を受けた職員は、その指示並びに医師及び保健師の保健指導に従い、療養等に専念する等健康の回復に努めなければならない。

（長期療養者の報告等）

第36条 所属長は、職員が疾病のため1月以上の療養をするときは、長期療養者報告書により、地域総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

2 所属長は、前項に規定する職員の療養の経過を長期療養者経過記録カードに記録するとともに、療養を開始した日から3月ごとに、長期療養者経過報告書により地域総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

3 前2項の規定により報告を受けた地域総括安全衛生管理者は、遅滞なく総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

（死亡者の報告等）

第37条 所属長は、職員が死亡したときは、死亡者報告書により、地域総括安全衛生管理者を経由して総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

2 総括安全衛生管理者は、前項の規定により報告を受けたもののうち死亡の種類が自殺とされたものについて、産業医等により周囲の職員に対して面接、研修、要因把握等を実施し、再発防止及び発生予防に努めなければならない。

（過重労働による健康障害の防止）

第38条 所属長は、過重労働による健康障害を防止するため、職員の1月の時間外勤務時間が45時間を超えた場合は、産業医等（精神保健医及び総括精神保健産業医を除く。次項において同じ。）に対し、該当する職員の氏名及び時間外勤務時間数を報告しなければならない。

2 所属長は、必要があると認める場合は、前項の規定による報告に係る職員に対し、産業医等による過重労働に係る面接指導等を行うものとする。この場合において、所属長は、産業医等から当該職員に係る健康管理上の助言又は指導を受けたときは、必要な措置を講じなければならない。

3 第1項の規定による報告及び前項の過重労働に係る面接指導等に関する具体的な事務処理等については、総括安全衛生管理者が別に定める。

（心理的な負担の程度を把握するための検査の実施等）

第39条 総括安全衛生管理者は、法第66条の10第1項の心理的な負担の程度を把握するための検査を実施する。

2 地域総括安全衛生管理者は、ストレスチェックに係る面接指導を実施する。

3 第1項の心理的な負担の程度を把握するための検査及び前項のストレスチェックに係る面接指導に関する具体的な事務処理等については、総括安全衛生管理者が別に定める。

第5章 雑則

（健康情報の取扱い）

第40条 所属長、産業医等、保健師その他関係職員は、職員の健康情報の取扱いに際して、個人情報保護に留意するものとし、別に定める職員の健康情報に係る取扱基準により、健康情報の取扱いを行わなければならない。

2 所属長は、職員が異動等により転出した場合は、当該職員の健康情報を当該転出先の所属長に送付しなければならない。

3 職員の健康情報、安全衛生委員会等の議事録その他職員の安全及び健康管理に関する記録については、これを5年間（特別健康診断（放射線業務に従事する職員に限る。）にあっては、30年間）保存しなければならない。

（秘密の保持）

第41条 職員の健康管理業務に従事する職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。当該業務に従事しなくなった後も、同様とする。

（健康管理手帳）

第42条 総括安全衛生管理者は、職員の健康意識の高揚に資するため、職員に健康管理手帳を交付するものとする。

（臨時的任用職員等の安全及び健康の確保）

第43条 臨時的任用職員及び非常勤職員の安全及び健康の確保については、総括安全衛生管理者が別に定める。

（委任）

第44条 この訓令に定めるもののほか、職員の安全及び衛生の管理に関し必要な事項は、総括安全衛生管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

（北海道職員安全衛生管理規程の廃止）

2 北海道職員安全衛生管理規程（平成16年北海道・北海道選挙管理委員会・北海道人事委員会・北海道監査委員・北海道議会・北海道企業局訓令第1号）は、廃止する。

（北海道職員安全衛生管理規程の廃止に伴う経過措置）

3 この訓令の施行の際現に前項の規定による廃止前の北海道職員安全衛生管理規程（以下「旧訓令」という。）の規定により置かれている委員会その他の組織（次項において「旧組織」という。）は、この訓令の相当規定により置かれた委員会その他の組織（次項において「新組織」という。）とみなす。

4 この訓令の施行の際現に旧組織の委員その他の構成員に選任されている者は、新組織の委員その他の構成員に選任された者とみなす。この場合において、構成員（この訓令に任期の定めのある構成員に限る。）の任期については、その者が旧訓令の規定により選任された日から起算する。

5 前項に定めるもののほか、この訓令の施行の日前に旧訓令の規定によりされた健康管理区分の決定その他の行為は、この訓令の相当規定によりされた健康管理区分の決定その他の行為とみなす。

6 この訓令の施行の日前に生じた旧訓令の規定による秘密の保持その他の義務については、なお従前の例による。

別表第1（第11条関係）

安全管理者、安全衛生推進者及び安全担当者の選任基準

事業種別	常時使用職員数	安全管理者	安全衛生推進者	安全担当者
林業又は建設業	常時10人未満	—	—	1人
	常時10人以上50人未満	—	1人	—
	常時50人以上	1人	—	—

別表第2（第12条関係）

衛生管理者、衛生推進者及び衛生担当者の選任基準

職員数		衛生管理者	衛生推進者	衛生担当者
10人未満		—	—	1人以上
10人以上	50人未満	—	1人以上	—
50人以上	200人未満	1人以上	—	—

200人以上	500人未満	2人以上	—	—
500人以上	1,000人未満	3人以上	—	—
1,000人以上	2,000人未満	4人以上	—	—
2,000人以上	3,000人未満	5人以上	—	—
3,000人以上		6人以上	—	—

別表第3（第13条関係）

産業医の選任基準

職員数	産業医
50人以上	1人以上
3,000人以上	2人以上

別表第4（第31条、第32条、第33条関係）

健康管理区分

区分	就労指導	医療判定	内容	事後措置の基準
A 1	要休業	要医療	勤務を休む必要があり、医師による直接の医療行為を必要とする。	休暇（日単位のものに限る。）又は休職の方法により、療養のため必要な期間、勤務させない。医療機関のあっせん等により適切な治療行為を受けさせるようにする。
B 1	要軽業	要医療	勤務の軽減を必要とし、医師による直接の医療行為を必要とする。	職務の変更、勤務場所の変更、休暇（日単位のものを除く。以下同じ。）等の方法により勤務を軽減し、かつ、深夜勤務（午後10時から翌日の午前5時までの間における勤務をいう。以下同じ。）、時間外勤務（正規の勤務時間以外の時間における勤務で、深夜勤務以外のものをいう。以下同じ。）及び出張をさせない。医療機関のあっせん等により適切な治療を受けさせるようにする。
B 2	要軽業	要観察	勤務の軽減を必要とし、治療は必要ないが、医師による経過観察を要する。	職務の変更、勤務場所の変更、休暇等の方法により勤務を軽減し、かつ、深夜勤務、時間外勤務及び出張をさせない。経過観察をするための検査及び発病・再発防止のため必要な指導等を行う。

C 1	要注意	要医療	勤務に注意を必要とし、医師による直接の医療行為を必要とする。	深夜勤務、時間外勤務及び出張を制限する。医療機関のあっせん等により適切な治療を受けさせるようにする。
C 2	要注意	要観察	勤務に注意を必要とし、治療は必要ないが、医師による経過観察を要する。	深夜勤務、時間外勤務及び出張を制限する。経過観察をするための検査及び発病・再発防止のため必要な指導等を行う。
D 1	平常	要医療	平常に勤務してよいが、医師による直接の医療行為を必要とする。	医療機関のあっせん等により適切な治療を受けさせるようにする。
D 2	平常	要観察	平常に勤務してよく、治療は必要ないが、医師による経過観察を要する。	
D 3	平常	観察不要	平常に勤務してよく、医師による治療及び経過観察を必要としない。	